

# 役員報酬規程

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 この規程は、役員の報酬に関する事項を定めたものである。

### (役員の範囲)

第2条 役員とは、株主総会で選任された取締役をいう。

2 役員待遇の相談役・顧問・嘱託等については、この規程を準用する。

### (報酬の範囲)

第3条 役員の報酬とは、会社が役員に対し、取締役又は監査役としての業務執行の対価として支払うものをいう。

## 第2章 報酬の決定基準

### (報酬額の決定)

第4条 役員の報酬は、次に掲げる方法により、世間水準及び経営内容、従業員給与とのバランス等を考慮して決定する。

(1) 取締役の報酬は、株主総会が決定する報酬総額の限度内において代表取締役が決定する。

2 役員の賞与は、前項の方法を準用して、役員としての個々の業務執行状況を評価して決定する。

### (役員報酬及び役員賞与の表示)

第5条 役員の報酬及び賞与は、原則として役員報酬のみで表示する。但し、役員報酬の算定に当たって、基本報酬額と手当に分離して表示する事が出来る。

2 非常勤役員の報酬は、役員報酬のみとする。

### (長期欠勤の役員の報酬)

第6条 役員が病気その他の事由によって長期欠勤した場合の報酬は、その任期が満了するまでは原則として減額しない。

### (通勤費の取扱)

第7条 役員のうち、乗用車による送迎を行う者以外は、その通勤の実態に応じて、その実費を支給する。

### (支 給)

第8条 役員報酬は、年額で設定し、社員給与の支給日に支給する。但し、支給日当日が休日の場合は、前日に繰上げ支給する。

2 役員が、月の途中で退任する場合は、日割りで支給する。

### (報酬からの控除)

第9条 毎月の役員報酬から控除されるものは、所得税・地方税・社会保険料及び控除する事について、本人から申し出のあった前払金・貸付金・立替金等とする。

## 第3章 役員報酬の増減

### (役員報酬の改訂)

第10条 役員報酬に対しては、定期昇給は行わない。但し、同一人が再任される場合には、その任期の更改期に報酬額の増減を行うことがある。

2 役位の変更があった場合には、前項にかかわらず、新役位就任の月の翌月から、改定を行うものとする。

(役員報酬とベースアップ)

第11条 従業員給与がベースアップされるに伴って、役員報酬との間に著しい不均衡が発生するような場合には、従業員給与のベースアップ時期に合わせて、役員報酬の増額改定を行うことがある。

(減額の措置)

第12条 取締役の報酬については、必要に応じて取締役会において臨時に業績その他の理由により減額の措置を取ることがある。

## 附 則

(施 行)

第13条 この規程は、2024年2月7日制定、施行する。